議員の派遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

- 1 第37回札幌さらべつ会
 - (1) 目 的 札幌さらべつ会の会員に村の近況を報告するとと もに、会員との交流を図るため。
 - (2) 派遣場所 札幌市
 - (3) 期 間 令和7年10月18日(1日間)
 - (4) 派遣議員 織田議長、荻原議員
 - (5) その他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議 長に一任するものとする。
- 2 十勝町村議会議長会議員研修会
 - (1) 目 的 議会運営に必要な知識・情報を修得し、議会機能 向上に資するため。
 - (2) 派遣場所 幕別町
 - (3) 期 間 令和7年10月30日(1日間)
 - (4) 派遣議員 全議員 8人
 - (5) その他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議 長に一任するものとする。
- 3 2 村議会議員交流会
 - (1) 目 的 議会運営に必要な知識・情報を修得し、議会機能 向上に資するとともに、中札内村議会議員との交流 を図るため。
 - (2) 派遣場所 中札内村
 - (3) 期 間 令和7年度中(日程調整中)
 - (4) 派遣議員 全議員 8人
 - (5) その他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議 長に一任するものとする。